

# 地方公共団体における 個人情報保護法施行条例の措置状況について

令和 5 年12月20日



**個人情報保護委員会**

Personal Information Protection Commission

# 個人情報保護法施行条例の措置状況について

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第167条第1項に基づき、地方公共団体の長は、**個人情報の保護に関する条例を定めたときは**、遅滞なく、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に**届け出なければならない**こととされている。

今般、各地方公共団体から法施行条例等の届出を受ける中で、令和5年4月1日時点における法施行条例の整備状況調査の**回答に誤り**があることが発覚し、**4月時点で未措置であった団体が少なくとも3団体存在していたこと**、また、そのうち**令和5年12月20日時点で1団体が未措置**であることが**判明**している。

**今後、このほかの未措置団体の有無について、法施行条例等の届出・公表手続きを通じて、引き続き確認するとともに、判明した未措置団体に対して早急に条例を整備するよう働きかけを行う。**

## 【参考1】

条例届出・公表システムにおける形式審査中の法施行条例等件数：358件（令和5年12月20日時点）

## 【参考2】

個人情報の保護に関する法律（抜粋）  
（条例を定めたときの届出）

第167条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2・3 （略）

# 個人情報保護法施行条例の措置状況について

## 【参考】

地方公共団体に対し、令和5年4月1日時点における個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）の整備状況について調査を行い、その回答結果に基づき以下のとおり委員会に報告している。

### 【令和5年4月26日報告概要】

- 都道府県（47団体）及び市区町村（1,741団体）については、全団体において措置済み。
- 一部事務組合及び広域連合については、1,543団体において措置済みである一方、25団体（いずれも一部事務組合）が未措置の状況。

### 【令和5年10月11日報告概要】

- 未措置の一部事務組合（25団体）に対して、速やかに法施行条例の整備を行うよう、個別アプローチを実施し、**9月末までに全ての団体で法施行条例の整備が完了。**

### 【令和5年度上半期報告概要】

- 令和5年度上半期までに、**都道府県・市区町村等の全団体において個人情報保護法施行条例の整備が完了。**